

## 7月は「同和問題啓発強調月間」です

- 福岡県では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、飯塚市も部落差別問題について理解を深める取り組みを実施しています。
- 今、インターネット上では、被差別部落に対する偏見や根拠のないうさによる差別情報が拡散されるなど悪質な部落差別が深刻です。
- その上、インターネットの特質上、誰もが間違った情報に簡単に触れてしまうので、私たち一人ひとりが正しい情報を知り、氾濫する情報に惑わされないことが大切ではないでしょうか。
- 部落差別をはじめ、さまざまな偏見や差別に苦しんでいる方々がおられます。「差別」は人の尊厳を傷つける行為であり、学校や企業、地域社会からなくしていかなければなりません。
- 私たち一人ひとりが「差別を許さない心と行動力」を持ち、住みよい飯塚市をつくっていきましょう。**

## 同和問題啓発強調月間講演会（DVD 上映）のお知らせ

ネット社会における部落差別と人権 ～誰もが一人の人間として尊重される社会の実現をめざして～



© 兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会

	とき	ところ
7月 6日土	9:00～10:00	穂波交流センター
	11:00～12:00	筑穂ふれあい交流センター (筑穂支所5階)
7月 8日月	10:30～11:30	菰田交流センター
7月 17日水	18:00～19:00	幸袋交流センター
7月 23日火	10:30～11:30	二瀬交流センター
	13:30～14:30	鎮西交流センター
	19:00～20:00	鯉田交流センター
7月 24日水	10:30～11:30	立岩交流センター
	13:30～14:30	庄内交流センター
	18:30～19:30	穎田交流センター
7月 27日土	10:00～11:00	飯塚東交流センター
7月 30日火	14:00～15:00	飯塚片島交流センター

※字幕あり

～多くの市民の皆様のご参加をお待ちしています～

## 人権相談事業 偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとする

さまざまな人権問題に関する相談をお受けします。

(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課 (0948-43-4764)

## 「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～12時
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター 別館	10時～12時
	穎田交流センター	14時～16時

みんなの人権 110番：0570-003-110

子どもの人権 110番：0120-007-110

女性の人権ホットライン：0570-070-810

インターネットでも相談を受け付けています。  
詳細はホームページからご覧いただけます。

